

代行機関番号の付番について

平成20年 2月28日
保険者協議会中央連絡会

1. 前提

(1) 代行機関番号の必要性

健診データファイルの送受信において、ファイルフォーマット（標準的なデータファイル仕様）に、「送付元機関番号」「送付先機関番号」を格納する領域()がある。

半角数字 10 桁以内の可変長

実施機関から直接保険者に結果を送付する場合は、「送付元機関番号」に実施機関番号（現在支払基金にて申請に応じ付番）を、「送付先機関番号」に保険者番号を格納するが、両者の間に代行機関が挟まる場合は、代行機関番号を格納する必要がある。

【実施機関 代行機関の場合】：「送付先機関番号」に代行機関番号を格納

【代行機関 保険者の場合】：「送付元機関番号」に代行機関番号を格納

(2) 代行機関番号の付番上の課題

代行機関には、従前から想定されている支払基金・国保連以外に、福利厚生代行企業をはじめとする多数の民間業者が手がけることが予想されるが、これら多数の機関が各自で番号を名乗ると重複等による混乱の可能性が高い。

番号は各機関を一意で特定できるよう、重複なく付番する必要があるため、どこか一箇所で付番・管理する必要があるが、代行機関が集まる場（あるいはとりまとめる場）のようなものが必要だが、どの程度対象となる機関があるのかを網羅的に把握することが困難。

2. 付番方法等

(1) 付番ルール

半角数字 10 桁以内の可変長となっているが、健診データファイルの仕様では 8 桁を予定していたことから、以下のルールとする。

桁数	区分	内容
1	機関区分コード	9(代行機関として固定、共通)
2	都道府県コード	機関所在の都道府県番号(01~47) 全国組織の場合=48
4	代行機関コード	99(固定、共通) +連番(2桁、原則として届出順に付番) 例：支払基金=9901、国保=9902、以降 9903 から順次付番
1	チェックデジット	通常と同じ

(2) 平成20年度当初の付番号

代行機関番号が必要不可欠なのが明らかなのは、個々の実施機関から請求及び結果データを受領する支払基金及び国保連なので、まずは、これらの機関に対し(1)に示したルールで付番。

その他の機関については、保険者とのやり取りにおいて番号を希望する機関が現れた場合は、順次要望に応じ付番していく。

どこにどのような機関があり、番号を必要としているのかが把握不可能なこと

実施機関を束ねる、実施機関サイドの代行機関の場合、次のような仕組みになっているケースが多く、代行機関番号を特段必要としないこと

*傘下の実施機関と代行機関の間ではそのグループ内部に閉じた独自のデータ交換が為されている

*代行機関と保険者とのデータ交換についても、保険者にデータを納品し保険者がデータ管理を行っている場合は番号が必要となるが、大抵の場合、データ管理も含めて代行を請け負っている

(3) 付番・管理体制

主として以下の理由から、保険者協議会中央連絡会にて付番申請を受け付け、順次付番していく。

代行機関は、保険者に代わって請求やデータの取りまとめや点検を行うことから、委託元たる保険者側で管理することが適当。

個々の保険者では重複付番等の恐れがあることから一元的に管理することが必要であり、さまざまな保険者が集まる保険者協議会が適当。

実施機関と異なり、代行機関の数は非常に少なく、このうち番号を必要とする機関の数は極めて限定されることから、都道府県別に管理する必要性は低く、また日常的に申請・管理業務が生じる可能性は極めて低い。

(4) 付番・管理の方法や手順等

番号を必要とする代行機関は、契約相手先の保険者を通じて申請。

番号を必要とする代行機関は、契約相手先の保険者に、番号取得の申請を作成し(様式は基金への届出様式に準じた別添を使用)、保険者協議会中央連絡会への取り次ぎを要請。

要請を受けた保険者は、自らの所属する中央の保険者団体を通じて、保険者協議会中央連絡会に申請を提出し、付番を依頼。

保険者協議会中央連絡会にて申請を受け付け、受付順に空き番号を交付(取り次いだ保険者団体及び保険者を通じて)。

付番について申請者に事務手数料は課さない(単なる付番のみなので)。

付番申請のひな型や、付番した代行機関のリストは、当面は、厚生労働省ホームページに掲載。

番号の廃止や機関名等の変更については、その都度申請と同様の流れで受け付け、対応する。

支払基金における実施機関番号と同様、単なる付番のみとし、申請した機関の審査及び基準適合性認証を行うものではない(実施機関同様、委託基準を満たしている機関か否かは委託する保険者で確認)。

代 行 機 関 番 号 付 番 申 請

代行機関として、下記のとおり届けますので、代行機関番号の交付をお願いします。

平成 年 月 日

保険者協議会中央連絡会 御中

住所
届出者
氏名

①	機 関 名	フリガナ													
②	機 関 所 在 地	郵便番号					電話番号								
		フリガナ													
③	ホームページアドレス	http://													
④	経 営 主 体	都道府県・市町村・官公立・その他の公的・医療法人													
		社会福祉法人・財団法人・NPO・株式会社 その他の法人・個人 その他													
⑤	代 表 者 名	フリガナ													
⑥	代行業務開始年月日	平成	年	月	日										
⑦	代行業務における データ交換の形態	<input type="checkbox"/> ア オンライン <input type="checkbox"/> イ 電子媒体 (CD-R) <input type="checkbox"/> ウ 電子媒体 (FD) <input type="checkbox"/> エ 電子媒体 (MO)													
		(保険者協議会中央連絡会使用欄) * 決定代行機関コード					<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>					9		9	
9		9													

- 1 「機関名」欄は正式名称を、「機関所在地」欄は都道府県名から記入して下さい。なお、丁目・番地等については、次の例によること。(例)東京都港区新橋2丁目1番3号 ⇒ 東京都港区新橋2-1-3
- 2 「機関名」、「機関所在地」、「代表者名」の各欄には、必ずフリガナを付してください。
- 3 ホームページアドレス欄は、「事業運営上開示すべき重要事項に関する規程」の概要を公開しているホームページアドレスを記入してください。
なお、記入に当たっては、半角英数で記入してください。(O(オー)・0(ゼロ)、大文字・小文字の別等に注意して記入ください。)
- 4 「経営主体」欄は、該当文字を○で囲んでください。
- 5 「代行業務開始年月日」欄は、代行機関として業務を開始した年月日を記入してください。
- 6 「代行業務におけるデータ交換の形態」欄は、特定健診・特定保健指導データの授受方法について該当する項目の□に✓を記入してください(複数選択可)。
- 7 届出内容に変更又は廃止が生じたときは、届け出てください。
- 8 *印欄は記入しないでください。
- 9 本申請の内容のうち、①から⑤の事項についてはホームページ上で公開いたします。なお、決定した代行機関コードについてもホームページ上で公開いたします。